

# 「南会津『稼ぐ』観光実証事業」企画プロポーザル実施要領

令和4年5月27日

福島県南会津地方振興局

## 1 企画プロポーザル実施の目的

南会津地域（南会津郡4町村。以下、「当地域」という。）における観光客入込は、近年減少傾向にあり、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数を回復させていくことが困難であることから、観光客一人当たりの消費額の増加を目指す取組が必要である。このため、南会津ならではの地域資源を活用し、観光消費を拡大させ、当地域全体に利益を循環させることができる旅行商品の造成に向けた実証ツアーを実施し、課題の分析を行うに当たり、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される者を選定するため、企画プロポーザルを実施する。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務の名称

南会津『稼ぐ』観光実証事業

### (2) 業務の内容

別紙「南会津『稼ぐ』観光実証事業委託業務仕様書（案）」のとおり。

### (3) 履行期間

委託契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

### (4) 委託料の上限

3,794,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3 公募方法とスケジュール

### (1) 公募方法

南会津地方振興局のホームページにより公募する。

### (2) スケジュール

日 時	内 容
5月27日（金）	公募開始
6月 3日（金）正午まで	質問書の提出期限
6月 6日（月）	質問書への回答
6月10日（金）17時まで	企画プロポーザル参加表明書提出期限
6月14日（火）17時まで	企画プロポーザル参加辞退届提出期限
6月17日（金）正午まで	企画提案書提出期限
6月23日（木）	審査会

## 4 プロポーザルに係る事項

### (1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者としします。

ア 地方公共団体及び国が発注した、本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による民事再生法手続開始の申立をしている団体若しくは申立がなされている団体にあつては、当該手続きの開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。

エ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

オ 募集開始から審査会の日までにおいて、福島県から指名停止を受けていない者であること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

### (2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び様式等については、福島県南会津地方振興局企画商工部（以下、「南会津地方振興局」という。）のホームページからダウンロードしてください。

なお、南会津地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行いません。

## 5 質問の受付

質問については、以下により受け付けます。

### (1) 提出期限

令和4年6月3日（金）正午まで（必着）

### (2) 提出方法

「質問書（第1号様式）」により、南会津地方振興局あてに電子メール又はFAXで提出してください。

なお、件名は「【質問】南会津『稼ぐ』観光実証事業」とし、電子メール又はFAX送信後、電話にて送付した旨お知らせください（電話による質問の受付は行いません）。

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、南会津地方振興局のホームページに令和4年6月6日（月）に公表します（個別の回答は行いません）。

## 6 企画プロポーザル参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「南会津『稼ぐ』観光実証事業企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を提出してください。なお、表明書の提出がない者の企画提案は受け付けることができませんので、注意してください。

### (1) 提出期限

令和4年6月10日（金）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

参加表明書により、南会津地方振興局あてに電子メール又はFAXで提出してください。

なお、件名は「【企画プロポーザル参加表明書】南会津『稼ぐ』観光実証事業」とし、電子メール又はFAX送信後、電話にて送付した旨お知らせください。

### (3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和4年6月14日（火）17時までに、「辞退届（任意様式）」を提出してください。

## 7 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 企画プロポーザル参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。なお、提案書の作成に当たっては、別紙「南会津『稼ぐ』観光実証事業企画プロポーザル提案書作成上の留意事項」を御確認の上、作成してください。

### (1) 提出期限

令和4年6月17日（金）正午まで（必着）

### (2) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、持参による提出の受付時間は、祝日を除く、月曜日から金曜日までの8時45分～17時00分です。※6月17日（金）は正午まで。

### (3) 提出書類

ア 南会津『稼ぐ』観光実証事業企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）

※ 事前に御提出いただいた参加表明書の原本を添付してください。

イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

- ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）
  - エ その他企画提案を説明するのに必要な書類
  - オ 会社概要（第3号様式）
  - カ 業務実施体制書（第4号様式）
  - キ 暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約に関する同意書（第5号様式）
  - ク 定款等の写し
    - ※ 法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出してください。
  - ケ 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）
    - ※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- (4) 提出部数**
- イ～カ・・・7部（正本1部、副本6部）、ア、キ～ク・・・1部（正本1部）

## **8 企画提案書等の提出に関する留意事項**

### **(1) 失格又は無効**

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 2（4）に示す委託費の上限額を超える提案があった場合
- キ 本実施要領に違反すると認められた場合
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

### **(2) 複数企画の禁止**

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

### **(3) 費用負担**

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

### **(4) その他**

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

## 9 プロポーザルの審査に関する事項

### (1) 企画提案の審査

契約候補者は、別途設置する企画プロポーザル審査会において、企画提案の内容を下記「(3) 審査基準」及び「(4) 契約候補者の選定」に基づき選定します。

なお、審査に当たり、企画提案書を提出した者によるプレゼンテーションを実施します。

### (2) 企画プロポーザル審査会の実施

ア 日 時

令和4年6月23日（木）（予定）

イ 場 所

南会津合同庁舎内（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）

ウ 内容等

企画提案者は、プレゼンテーションにおいて企画提案の内容を説明し、審査委員からの質問等に応じていただきます。なお、詳細については、後日プレゼンテーション参加者に連絡します。

### (3) 審査基準

評価項目		評価の視点	配点
業務遂行能力等	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を遂行するための体制が十分に整っているか。</li> <li>・進行管理体制、ツアーの人員配置を含め、業務内容を実施する体制は適切か。</li> </ul>	10点
	類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。</li> </ul>	5点
	業務工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を確実に履行できるスケジュールとなっているか。</li> </ul>	5点
企画提案内容	業務理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的や内容を理解しているか。</li> <li>・意欲的な提案となっているか。</li> </ul>	5点
	業務経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に見合った適切な経費であるか。</li> </ul>	10点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマの設定、コンテンツの選定は適切か。</li> </ul>	5点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマや企画内容に応じた適切な参加対象者、メインターゲットが設定されているか。</li> <li>・集客目標は適切か。</li> </ul>	5点

	ツアー内容	・ツアーの実施時期、実施回数は適切か。 ・メインターゲットへの訴求力が高い、魅力的な実施内容となっているか。	10点
		・観光消費拡大の実証が可能な内容となっているか。 ・できるだけ多くの事業者へ利益を還元できる内容となっているか。	10点
		・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、創意工夫があるか。	5点
	プロモーション	・参加者募集の方法や募集期間は適切か。	5点
		・テーマやツアー内容に応じた参加者を募集するため、効果的なプロモーション方法が提案されているか。	5点
	検証	・アンケートの実施方法、実施内容は適切か。	5点
		・旅行商品として造成していくために効果的な分析、検証の方法が提案されているか。	10点
	感染防止対策	・新型コロナウイルス感染防止対策は適切か。	5点

#### (4) 契約候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により、企画提案者ごとの順位を決定する。
- イ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を契約候補者とする。
- ウ 企画提案者が1者のみの場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを契約候補者の条件とする。

#### (5) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加の「順位及び総得点」を南会津地方振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表します。

なお、電話、FAX、電子メール等による問い合わせ等には応じません。

#### (6) 契約の締結等

##### ア 仕様書の協議

選定した契約候補者と発注者が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結します。

なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

イ 契約金額の確定

契約金額は協議結果により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定します。

ウ その他

契約候補者と発注者との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1

福島県南会津地方振興局 企画商工部地域づくり・商工労政課 主事 高橋

電話：0241-62-5265 F A X：0241-62-5209

E-mail：minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp